



Title	中世英国農業の安定構造
Author(s)	林, 善茂; HAYASHI, Y.
Citation	法經會論叢, 14, 125-139
Issue Date	1955-10
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10759">https://hdl.handle.net/2115/10759</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	14_p125-139.pdf



# 中世英國農業の安定構造

林 善 茂

中世紀の英國では農業は至極重要な地位をしめていたが、それは当時の英國が自給自足をしなければならず、又土地が財産の主要形態であつたためである。交通が困難なため各地方はそれぞれ食糧の大部分を自給しなければならず、その結果農業組織の単位をなしてゐたものがマナーである。三圃式農法にもとづくマナー制度の諸要素がアングロサクソン時代を通じて徐々に形成されつゝあつたことは既述の通りであるが、しかしそれが明確にかたちづくられたのは均齊な組織に対する熱情をもつていたノルマン人の來寇によるものである。ローカリズムが依然として当時の社会秩序であつた英國に於て、絶対的な均一性はむしろ望み得べくもなかつたが、しかし十二世紀頃にはマナー制度はかなり一般化し、爾來十四世紀までつゞいたが、同世紀に至るや主として黒死病及び貨幣の介入によつて崩壊がはじまつた。マナーが単位をなしてゐたため、又穀物の取引が殆んど行われなかつたため、農業に関して政府が演じた役割は中世紀の後半に至るまでは極めて僅少にすぎず、且その頃になつても例外的なものにすぎなかつた。本稿はマナー制度によつて組織せられた中世英國農業の安定構造を明かにするとともに、安定を破壊して新しい農業組織への發展をうながした諸傾向を吟味し、更にかゝる傾向を阻止して安定を保持せんとした政府の施策について言及せんとするものである。

(1) ノルマン征服後チユードル王朝の成立に至るまでの期間 (1066—1285)

(2) 中島九郎先生はその講義英國農史 (昭和十六年度) に於て次の如く述べられている。「交通運輸の施設が未発達なため多くの村

落は殆んど全く外界から隔絶されていた。ローマ人の残した道路は中世紀を通じて一般に利用され、附近の住民に対して多大の利便をあたえた。しかしその他の道路は小数の大都市附近を除いては非常に悪かつた。当時の人々は一般に道路の改良に対して関心が薄かつた。一二八五年にエドワード一世は道路の改良を命じたが、十四世紀になると再び道路がいたんで、悪路のために議會の召集が延期されることさえ屢々あつた」

(3) 拙稿「ノルマン征服以前の英国農業」(法経会論叢第十三集)

(4) Black Death. 一三四六年以来欧州全土を襲つたペストのこと。詳しくは小松芳喬「百年戦役と黒死病」(封建英国とその崩壊過程)所収)参照。

二

典型的マナー<sup>(1)</sup>の眞の姿を把握するためには、何よりもさきにまづマナーの地取を知らなければならぬ。マナーの中央には村落があり、そこには通常領主の住んでいるマナーハウスと教会及び村落の住民の茅舎があつた。マナーハウスの廻りには普通種々の大きいさの地所があり、又各茅舎には庭すなわち宅地がついていた。村落の周囲には三種類の土地が展開してゐた。第一は耕地であつて、それは二圃又は三圃式によつて分割されていたが、むしろ三圃式の方がより生産的であつたため、中世紀を下るにつれてますます一般化した。各圃場はいかなる場合でも地条に分割され、地条の大きいさは種々であるが、一エーカー又は半エーカーの地条が最も一般的であり、地条と地条との間には不耕作地の墾<sup>(2)</sup>があつた。第二は牧草地であつて、そこには冬季の飼料のための乾草が栽培され、これも耕地同様地条に分割されていた。第三は原野であつて、それは二つの目的に利用され、通常地条に分割されていなかった。羊・牛及び豚がその上に放牧され、又燃料及び建築用の材木がそこから採取された。なお耕地及び牧草地は、それぞれ穀物及刈草を取獲してしまつた後には、放牧地として開放された。<sup>(3)</sup>

(1) typical manor. 又 classical manor (古典的マナー)ともいふ。その他 normal manor, average manor, feudal manor などの語が用いられるが、いずれも同一概念である。

- (2) 地条 (land) は更に小地条 (land) に分割されていた。
- (3) balk 詳しくは小松秀喬「ボオクの問題」(歴史と生活、第三巻第四号所収)
- (4) 以上が開放耕地制度 (open field system) 又は共同耕地制度 (common field system) と呼ばれるものである。

三

第二にマナーの住民が考察されなければならない。マナーの最上部には領主がいたが、彼はむしろこの種の大土地を多数持つてゐるともあつた。領主にマナーを授与した国王に対する関係に関する限り、領主の土地領有は或種の義務殊に軍役によつて条件づけられていた。しかしその他のマナーの住民に対する限り、領主の権力は事実上絶対的であつた。領主は地所付の邸宅と「直営地」を持つていたが、直営地は通常まとまつた地域ではなく、耕地及び牧草地中の多数の地条から成立つていた。直営地の耕地に対する割合はかなり差があり、或所では全耕地の半ば以上に及ぶが他の所では九分の一にすぎず、又牧草地に対する権限も従つて区々であつた。もちろんその外に領主は原野にも権限をもち、その一部を囲込んだ。——この種の囲込地の広大なることは、一二三五年に領主が借地人に充分な地積を残しておく限り、いくらでも原野を占有してもよいという明白な許可があたえられ、しかも何が充分であるかは領主自身の判断にまかせられた事実によつてみてもあきらかである。最後に領主は農民の大多数から賦役及び貢物を取立てたが、その程度は隷屬者の身分によつて異なるが、その詳細は後述の通りである。

多くのマナーでは或種の自由民が直接領主の下に位していたが、それには二つの異なる類型があつた。その一つはソックメンであつて、彼等はケムブリッヅ州に於てみられ、身分的には自由であつたが、自分自身の土地を売却することが出来なかつたため、事実上は土地に緊縛されていた。<sup>(7)</sup> しかし遙に数が多く且重要なのはリベリ・ホミネスであつて、彼等は合計して全人口の約十二%をしめ、主としてデーソンの族の移住地方であるデーソナーク及びイースト・アングリアに於てみられた。彼等は身分的に自由であるばかりではなく、自分自身の意志でその土地を売却することもできた。<sup>(10)</sup> しかし兩者ともに領主の許可なしにその所有する牝牛をどれでも自由に売却することができ、又娘や息子を結婚させることができたから、自由民であつたことにはかわりはない。彼等は通常領主を選択することができ、時には租税を納

めることもあり、又領主の裁判所にも出頭したが、国王裁判所に請求してその保護を受け得るのが常であつた。彼等は自発的に賦農地を借受けることもあつたが、しかしそれによつて自由な身分を失墜することはなかつた。彼等がいかにして發生したかは疑問であるが、しかし三つの主要な経路を指摘することができる。彼等は自由を保持していたデーン族の子孫か、又は領主に対する特別の奉公の恩賞として開墾地を授与された荘官の子孫、或は領主から一定の地代で土地を譲り受けた人々の子孫であらうと考えられる。

自由民の下に不自由民が居たが、その中で最も重要なものはヴィレンであつて、彼等はマナー経済の中核であつた。ドメスデイ・ブックでは自由民及不自由民からなる二八三、〇〇〇人の全人口中、ヴィレンは一〇八、〇〇〇人と概算されている。彼等はアングロ・サクソン時代のゲブールに相当するもので、屢々その子孫である場合もあつたが、多くは元来自由民であつたものがノルマン征服後その自由を失つたものであつて、通常一ヰイルゲートすなわち三〇エーカーに相当する耕地を保有していた。その土地はむろん地条のかたちで保有せられ、それらはヴィレンの各々が地味のよいところと悪いところが公平に入交つた土地を持つように、二つ又は三つの圃場に散在していた。元來は精密に公平を期するために一年毎に再分配が行われていたが、しかしかゝる慣行はノルマン征服の時代には行われなくなつていた。その外にヴィレンはその茅舎の周りに地所を持ち、又牧草地中に二年毎に再分配される地条を保有し、更に原野に一定数の牛・羊及豚を放牧することができるばかりでなく、そこからはむろん木材も採取することができた。ヴィレンの土地及権利は領主に借地相統稅すなわち許可料を支払うことによつて長男に相続されたが、その結果合理的なフランス人の間ではきわめて一般的な土地の分割及再分割の危険は避けられた。

土地に対する反対給付として、ヴィレンは領主に対して多くの奉仕をなさなければならなかつた。第一に週賦役があり、そのためにヴィレンは領主の直營地で一年を通じて毎週二乃至三日働かなければならず、又耕耘に必要な二頭の牡牛を連れて行かなければならなかつた。第二に特別賦役があつたが、これはヴィレンが一年の特定の時期、たとえば播種期や収穫期に特別の奉仕をなさなければならなかつたことをいみする。第三に領主の要求があつた場合に、ヴィレンは彼の牡牛と荷車で運搬の仕事を受けなければならなかつた。以上

のものとは別に、たとえばクリスマスに家禽、復活祭に卵など云う様に、一年の一定の時期に現物で領主に貢物を差出さなければなら

ず、又穀物や蜂蜜などの貢物も屢々徴収された。ヴェレンは又不自由民のしるしとして、他にも若干の義務を負つていた。ヴェレンは領主が裁判を行うマナー裁判所に出頭しなければならず、自分の土地や牡牛を売ることが出来ずしたが、つて土地に緊縛せられ、又その穀物を掲ぐのに領主の水車場を使用しなければならず、更に領主の許可がなければ息子を学校に上げたり、息子や娘を結婚させたりすることも出来なかつた。ヴェレンはノルマン人の頭で考えられる限りのあらゆる羈絆で領主に束縛されていたが、それはかくしてのみ秩序と生産力が維持され得ると考えられたためである。

法律上ヴェレンはかように絶対的に領主の支配下にあつたが、それは法律上領主が国王の支配下にあつたと全く同様であつて、国王こそが国内のあらゆる土地の唯一絶対的な所有者であつた。識農制度の本質的な特徴として注意すべきは、領主によつて要求される奉仕の限界が不明瞭且不確定であつたこと、及びヴェレンが領主を相手に国王裁判所の保護をうけることができなかったことである。しかし事實上は慣習がヴェレンの賦役並に貢物の何たるかを決定し、領主自身が慣習によつて支配せられ、また更に事実上ヴェレンはその領主以外のあらゆる人間に対してマナー裁判所によつて保護された。<sup>(23)</sup> ヴェレンの絶大な保護は領主がヴェレンなしではやつてゆけなかつたことである。労働者のいない土地は領主にとつて全く無価値であり、又真に虐待された場合にヴェレンが都市に逃亡する機会には常にあり、そこで一年と一日間捕まらずに居ればヴェレンは事実上自由になつた。かようにヴェレンは頗る安全な地位にあつた。ヴェレンは極めて恵まれた地位にあり、領主に対するその負担も必ずしも苛重なものではなく、たとえその義務を代つて果す息子をもたない場合でも、そのために賃労働者を雇えるだけの余裕を持つものが屢々あつた程である。

ヴェレンの下に更に二つの下層階級があつた。第一はボーダー<sup>(24)</sup>及びコッター<sup>(25)</sup>であつて、その名称は通常相互に混同されていた様であるが、両者を合してドメスデイ・ブツクの編纂当時、全人口の三二%をかたちづくつていた。彼等はヴェレンの弟息子及び奴隷の身分から向上したのものによつて構成されていた様である。ヴェレンはボーダーやコッターに比べると極めて重要な農業者であつて、ボーダーやコッターは五エーカーの土地しか保有せず、又牧草地や原野に対する権利も僅少であつた。しかし領主に対する彼等の賦役もそれに相応して僅少で、一週に一日だけ領主のために働けばよく、又彼等は牡牛をもつだけの余裕にめぐまれなかつたため、耕耘に於て大なる役割を

果さなかつた。耕地の狭少と賦役の輕微なるとに因り、ホーダー及びコッターには多くの余暇があつたので、賃労働者になつた。<sup>(27)</sup> 彼等は賃銀を得るために領主やヴィレンの土地で働いたり、富裕なヴィレンに代つてマナーの賦役を遂行し、又通常臨時に領主を援助した。最後にマナーの階級の最下層に奴隷がいたが、彼等はドメスデイ・ブックによると全人口の九%をかぞえたにすぎない。彼等は西部に最も多く住んでいたが、恐らくはかつては奴隷でなかつたアングロサクソン又はアングロサクソンによつて奴隷にされたケルト人の子孫であらう。彼等は一般に家事労働に使用されたが、マナー経済に於ては小さな役割を演じたにすぎず、且ノルマン征服後急速に消滅してしまつた。<sup>(28)</sup>

- (1) military (or knight) service. その内容は就役、軍役代納金、城塞護衛の外に作業、隨行等の義務が課せられた。F. M. Stenton, *The First Century of English Feudalism* p. 171 以降。
- (2) demesne
- (3) E. Lipson, *Economic History of England* 1. pp. 33~34
- (4) メルトン条令 (*Statute of Merton*) がこれである。
- (5) この区別はあらゆる地方において判然としているわけではなく、全く両者を混淆している場合も少くなかつた。野村兼太郎「イギリス経済史」p. 61 (改造社版経済学全集二九巻所収)
- (6) socmen 矢口孝次郎教授は準自由民と訳されている。
- (7) P. Vinogradoff, *English Society in the Eleventh Century*, p. 435
- (8) liberi homines 自由民 (矢口教授)
- (9) Danelagh デーン族の移住地域で、英蘭の北部及北東部を含む。
- (10) East Anglia 紀元六世紀にアングル族によつて英蘭の東部にたてられた王国で、現今の Norfolk 及び Suffolk を含む地域である。
- (11) J. H. Round, *Feudal England* p. 24
- (12) land in villeinage
- (13) 野村兼太郎「イギリス経済史」p. 62

- (14) virgate (= yardland) 十二町二反四畝に相当する。4 virgate が集つて 1 hide となり、一組の犁耕隊を組織した。
- (15) 放牧権は土地保有面積にしたがつて、その頭数に制限があつた。
- (16) heriot
- (17) week work
- (18) boon work 又は asked work
- (19) Easter キリストの復活を記念する祭。三月二十一日当日の満月、同日が満月でなければ其以後の満月に次ぐ第一日曜。
- (20) manorial court
- (21) Villeinage
- (22) royal court
- (23) F. M. Page, The End of Villeinage pp. 10~18.
- (24) bordar
- (25) cotlar, 小屋住農。bordar と同意語であるが、後代になると cotlar が一般の用語となつた。(矢口、イギリス封建社会経済史, 229)
- (26) それ故彼等は Mondayman (月曜日) と別称された。
- (27) E. Lipson, An Introduction to the Economic History of England pp. 44~45.

#### 四

第三に農業労働の単位としてのマナーが取上げられなければならない。マナーの労働組織は三人の主要な役人によつて管理された。セシヤル<sup>(1)</sup>は領主が多数のマナーを領有せる場合における一種の総監督であり、又ベリーフ<sup>(2)</sup>は単一のマナーの管理について領主に対して直接責任を有するものであり、更にリーフ<sup>(3)</sup>はヴィレンやボーダー及びユッターに賦役を割当てたが、彼は不自由民の代表者に外ならなかつた。ベリーフとリーフは通常彼等の間で細目を打合せたが、当時の農業組織は村民が彼等自身のために働く場合であらうと、又領主のために働く場合であらうとに關せず、常に共同であつた。共同労働は種々の要因によつて必要とされた。第一に普通のヴィレンは当時一般に使用された八頭牽のプラウに必要な数の家畜を所有しなかつた。第二に各人が分散した地条を持つていた事が共同労働を不可欠にし

たが、これは何人も相互に非常に離れている断片的な土地を耕作することができなかつたためである。<sup>(3)</sup> 第三に中世紀に於ては個人よりも団体がのぞましき単位であり、したがつて協同が当時の一般的な風潮であつた。その結果耕耘に際して聯畜は何人の保有たるを問はず、かたんに地条から地条へと進んだ。何人もその全時間を彼自身の地条にのみ費すということはなかつたが、しかし、云うまでもなく、どの特定の地条からの生産物もその保有者のものであつた。労働は共同であつたが、分配は個人的であつたのである。

- (1) *Schenkel* (= *steward*) 代官 (矢口氏)、領主代理 (小松氏) などと訳されている。
- (2) *hallif* 莊宰 (小松氏)
- (3) *reeve* 莊役 (小松氏)
- (4) 本位田祥男、英国經濟史要 pp. 32~33
- (5) *teams*

## 五

さて以上の如きがマナーの主要な特徴であるが、マナー組織の主要理念は明に契約關係であつた。マナーの隷屬民は土地及び保護をあたえられる代りに賦役及び貢物を果さなければならなかつたが、それは領主自身マナーをあたえられる代りに國王に対して軍役を果さなければならなかつたと全く同様である。かゝる制度はこの時代の自然的産物であつたから、本質的に妥當なものであつた。一中心地点より国内の平和と秩序を維持することが不可能であつたため、権力は地方分權化せられざるを得なかつた。領主の如く誰か責任をもつて秩序を維持するのがいなければ、動亂を防止することが困難であつたため、平等たらしめることができなかつたと云う單純な理由によつて、各人は差別ある身分をもつていたのである。又貨幣が不足であつたため、賦役及び貢物の代償として隷屬者に土地を分与することとが、権力によつて彼等の生活を支持し且土地の耕作を確實ならしめる唯一の方法であつた。資本主義的農業は貨幣が一層普及するに至つてはじめて可能になつたものである。更に、普通の農民が充分な裝備を欠いていたこと、及び団体こそ眞の単位であると云う一般的な觀念のために、共同労働は避くべからざるものであつた。マナーは中世紀に合致した組織形態であると共に、多くのすぐれた特色をもつていた。各人は一定の地位を有し、何人も貧窮に悩む必要がなく、分散耕地の原則は公正を期する正当な目的に基礎づけられ、且相互扶

助は当時の社会秩序であつた。

もちろんそれと同時に、マナーは科学的見地からみた場合に多くの欠点をもつていた。比較的少数のソツクメンヤリベリ・ホミネスを除いては、何人も自由をあたえられず、共同は往々意欲的な村民が新しい計画を導入することの不可能を意味し、分散地帯は集団農地のみにあつた。あたえ得る所有権の誇りを持つことを妨げ、墾殖は貴重な土地のかなり重要な浪費をいみし、又三圃式農法は毎年耕地の三分の一を不生産の状態においた。これらのすべての欠点があるにもかかわらずマナーが存続したのは、種々の要因によるものであつた。第一に、慣習がその時代を支配し、自分達の祖先に有益であつたものはすべて自分達にも有益であると考へられた。中世紀の村民は中世紀の思想家と全く同様に、発展の観念を持合せなかつた。理想は遙かに遠い過去におかれ、したがつて物事の秩序を变革すればする程、ますます理想から遠ざかつた。世の中は動態的なものであるよりもむしろ靜態的なものと考えられたのである。第二に、マナーはその時代の需要を満たすべく充分に生産的であつた。人口は当然のことと考へられた高い死亡率のために静止状態にあつたから、農業が改良されなければならぬ理由は明らかになかつた。かくしてマナーは十四世紀まで存続したが、いかなる社会組織もたとえいかに人々がそれを望んだところで、まつたくそのまゝの状態にとゞまつて居ることはできない。事実十四世紀のはじめには不可抗の力がすでに働きはじめ、徐々に新しい秩序をもたらすつゝあつた。

(1) principle of the scattered strips.

(2) consolidated farm.

## 六

マナーからより近代的な農業組織への推移は一つの傾向の結果ではなく、種々の傾向の綜合であつたが、その第一は貨幣の介入であつた。マナーは自然經濟の産物であつたから、賦役が貨幣の納入に代償されはじめると同時に、前進への明確な第一歩が踏み出されたのである。代納の最も早い例は、一一一〇年以前に始まつている。貨幣が徐々に普及し、国王がすんで領主から軍役の代りに貨幣を徴収し、その収入をもつて傭兵を雇入れると同時に、領主はその隷屬者から貨幣の納入を受けることの得策なるを知つた。領主の利益は著し

いものがあつた。彼は必ずしもそれほど忠実であると限らぬばかりか、領主を益することなく、弱少の村民を圧迫しがちであつたマナーの役人を罷免することができ、又強制労働よりもはるかに能率の高い賃労働をその土地に使用することができ、更にその収入の若干を国王に差出すことによつて容易に軍役の提供をまぬがれることができた。<sup>(2)</sup> ヴイレンも亦自由にその全時間を彼自身の土地に捧げることができるようになつたから若干の利益を得たが、しかし或種の理由によつて当初代納は必ずしもヴイレンの利益にはならなかつた。一方ではヴイレンの家族の一員で賦役の遂行に充分である場合が少くなかつた様に思われるし、他方で領主に貨幣を納入しなければならぬ義務は、貨幣が農村地方に普及しない時代にはきわめて過重な負担であつた。<sup>(3)</sup> 代納は元來領主によつて領主自身の利益のために始められたものであつた。

一三三八年の黒死病以前に於ても常に或程度の代納が行われていたが、しかしその程度は過大評価さるべきではない。代納の差違は十三世紀以來マナーの賦役が往々貨幣額で見積られた事実によつて、稍々不明瞭且複雑になつてゐる様である。このことは決して賦役が代納されてゐたことを意味するものではない。それは非常の事態が生じて賦役を代納するのが至当であると考えられた時に、領主をしてヴイレンによつて幾何の納付がなされるべきかを知ることが可能ならしめたものにすぎない。實際は賦役は時々週期的に代納され、すべては領主の意志如何に左右せられ、彼は自分に都合のよい様に或年には代納を次の年には賦役を要求することができたのである。したがつて、代納が黒死病の時代には殆んど一般化したとし、一三八一年の農民一揆<sup>(4)</sup>の根本原因は領主が過去の賦役に戻せうと努力したことにあると考えることは、全くあやまりである。一三三八年まで代納の着実な増加があつたことは疑いないが、しかしそれは不規則且断続的であつたばかりでなく、国内のある地方ではいまだ全く知られていなかつた。いづれにしてもともかく、黒死病以前に於て農民が代納を一般的原则として養成してゐたと考えることはできない。

黒死病の實際の影響はむろん非常に著しきものがあり、それが代納の速度を早め、したがつて農民一揆に対するその關係が一種の前提条件であつたことは疑うことができない。ペストはおそらく国内人口の約半数を絶滅したと考えられる。したがつて残りの半数が死者の財産を享けついで二倍に富裕となり、次いで彼等ヴイレンの間に代納に養成する一般的な氣運が生じたであろうことは考えられるところである。同時に賃銀が五〇%も高騰したので、<sup>(5)</sup> 領主は余りに高価な賃労働を雇ふ必要を避けるために、隸屬民の賦役を維持しようとした

であろう。又賦役が一時的若くは永久的に代納されていた所では、領主は更に賦役へ展そうとしたであろう。しかし一般的にいって、領主はなんらかの種類の労働力がなければその土地は無価値であることを知って、借地人に寛大な条件をあたえることを辞さなかつた。もし領主がそれを許さなければ、借地人が彼等を喜んで迎える他のマナーの報酬のよい自由労働者又は勃興しつゝある都市の職工になるために、逃亡する可能性は常にあつた。いづれにしても相当の代納が黒死病以後に生じたことは間違いない。一三八〇年までにはマナーの六〇％に於て全賦役が代納されていた。

賦役の代納は中世紀の後半を通じて引続き行われ、借地人が自由人であるより近代的な状態をもたらず上に多大の働きをなした。代納は単に賦役を貨幣化したものにすぎず、したがつて隷農たる身分は法理上もとのまゝの状態にあつたことは当然である。しかし隷農制度の本質的特徴は隷農が負担すべき賦役及び貢物が不確定なることにあつたから、負担が一定の地代に代納されたことは非常に大きな進展であつた。隷農身分は必然的に自然消滅し、エリザベス時代にはきわめて稀な存在になつてしまつた。又代納は領主によつて始められたにもかゝらず、黒死病以後にそれを養展させたダイレンが最後の勝利者となつた。代納は眞の地代の如く土地の価値ではなくて代納される賦役の価値にもつくものであり、更に又その金額は一度きめられるや不変であつた。時がたつにつれて二つの要素が借地人に頗る幸いした。第一は土地の實質価値が増大したことであり、第二は貨幣の實質価値が減少したことである。貨幣地代をマナーの公簿に登録してその謄本を所持することにより、登録小作人となることによつて保障を得た借地人は最も羨望すべき地位にあり、反対に領主は自業自得の結果となつたのである。

- (1) commutation 代錢納がより適当な訳語であろう。
- (2) 軍役の義務が貨幣化せられたのは、従来ヘンリー二世時代の一一五六年に始めて行われたといわれていたが、実際にはそれ以前より存在が認められる。(F. M. Stenton, *The First Century of English Feudalism* p. 182)
- (3) Lord Ernle, *English Farming, Past and Present* pp. 39~40
- (4) 元來農村に於ては貨幣は僅かに一方的給付、即ち租税及び教権に対する十分の一税 (Tithes) として使用されただけであり、その流通額も極めて少なかつた。(本位田祥男、*英国経済史要* pp. 88~89)

- (5) War Tylar's Rebellion がこれである。その発生過程については、山本敏「十四世英国に於ける農民」探養生過程の一考察（法経会論叢第十二集）を参照。
- (6) T. Rogers, History of Agriculture and Prices in England pp. 81~84
- (7) pestilence. 当時の黒死病は腺ペストと肺ペストの同時的流行と推定されている。小松芳喬「百年戦役と黒死病」(「封建英国とその崩壊過程」所収)
- (8) 一般に男子の賃銀は五割、女子の賃銀は十割の増加をみたとされる。(J. E. T. Rogers, Six Centuries of Work and Wage p. 226)
- (9) Elizabeth's time (1558~1603)
- (10) manorial roll
- (11) copyholder 贖本小作人、登簿小作人などの訳語もある。

七

新しい制度をもたらした第二の重要因子は直営地の分割譲渡であつて、その最初の例は一二七九年にさかのぼるが、黒死病以後一層頻繁に行われるに至つた。領主がマナーの経営に飽きるか若くは労働力獲得の困難を悟つた場合には、彼はその直営地を借地人の誰かに賃貸することができた。しかし中世紀に於ては借地人が自分自身の農具及家畜をすべて購入することは困難であつたから、領主は借地人に近代の地主がする様に土地及建物を貸与するだけではなく、更に家畜、犁及び種子までを貸与するのが慣例であつた。その代りに、借地人は領主に貨幣又は現物或はその両方で地代を支払い、又貸借の終期には借地人は領主に対して最初に受取つたものと同数の家畜及犁ならびに同量の種子を返さなければならなかつた。これがいわゆる「ストック・アンド・ランド・リーズ」<sup>(9)</sup>であつて、地代の支払が土地、及家畜の価値にもとづいてなされたから、真の地代の始りを示すものである。借地人は家族の援助を得て農場を経営し、したがつて領主が獲得することを殆んど不可能とした労働を自ら調達した。一方領主は直営地を経営するわずらわしさを引受ける義務から解放され、全く何の責任もなしに地代を収得した。相方共に利益を得たが、しかし領主は地代の代償として何事もなさなかつたため、後日における地

主に対する社会的反感のもとがつくられたのである。

- (1) 野村兼太郎「イギリス経済史」(改造社版経済学全集第二九卷所収) p. 63
- (2) stock and land lease (家畜付定期小作)

八

最後にその後の発展に基礎をあたえた第三の誘因は囲込運動<sup>(1)</sup>であつた。改良農業又は一層頻繁に牧羊業のために、耕地・牧草地又は原野のいづれたるとを問はず、土地が領主によつて囲込まれ、その結果集団農地が発生した。この運動はすでに十三世紀に始まつたが、黒死病以後真に顕著となり、十六世紀に至つてはじめてその全貌を現すに至つた。この運動の消極面における重要性は明白である。囲込が古来の村落共同体に対して致命的であり、多数の土地耕作者が路頭に迷い、その結果チュードル王朝時代に救貧問題が政府によつてはじめて取上げられざるを得なかつたことは衆知のところである。しかしそれよりも重要なのは積極的な面である。囲込運動は英国の農村生活への商業的要素の介入を示すものである。中世紀には農業は生活のために営まれて来たが、この時期以来むしろ利益のために営まれるようになり、土地を牧場に切替えた領主達は羊毛の輸出貿易の発展から大なる利益を獲得すべく専念した。中世紀の終りには囲込運動によつてもたらされる重大な変化の明かな徴候が現われたが、近世英国農業の発達を論ずる場合にはむしろこの問題に注意が向けられなければならない。

- (1) Enclosure Movement. Enclosure は他に囲墻、総劃などの訳語がある。
- (2) E. Lipson, Economic History of England, Middle Age pp. 119~20
- (3) Tudor period. ヘンリー七世、ヘンリー八世、エドワード六世、マリー女王、エリザベス女王の五代に渉る治世(1485~1603)をいう。
- (4) Problem of Poverty. ヘンリー八世の一五三六年に貧民救済を各地方政府の責任となした法令が出され、更にエリザベス女王の一五九七年には有名な救貧法が成立した。

## 九

マナーは事実上自給自足の単位であつたから、中世紀の農業界に於て政府が演じた役割は實際非常に小さく、特にその前半に於て然りであつた。国王は領主に土地を授与したが、領主は更にそれを下のものに授与したので、国王はその税を受取りさえすれば問題はなかつた。中世紀の後半には国王は農業に対して多少の注意を払わざるを得なくなつたが、その干渉は二つの要項に分けられる。第一に、黒死病が人口を減少させることによつて生存者が高賃銀を要求することを可能ならしめたので、一三五一年にエドワード三世は公正賃銀の原理によつて賃銀を固定せしめようとした。(3) 彼が経済法則の力によつて失敗したのは当然であるが、しかし同様の試みは更に一三八八年、一四二三年及び一四四四年にも行われた。第二に、十四世紀に穀物の輸出が始まり、その結果国王が貿易の取締りに干渉したことである。一三六一年にエドワード三世はその最初の穀物法によつて、英国の属領であるガスコニ及びカレー以外への輸出を禁じたが、一三九四年にリチャード二世は農業階級に刺戟をあたえるために、敵国以外への自由輸出を許し、その政策は一四六三年まで踏襲されたが、同年エドワード四世は英国の穀物が一クォーター当り六シリング八ペンスに達するまでは外国穀物の輸入を禁じた。(6) かくして農業部面にもマーカンチリズムが採用されたが、国内の大部分の地方は自給自足に満足し、全然穀物を輸出していなかつたから、国王の政策の重要度は過大評価されてはならない。しかしいづれにしてもこれらの政策は、賃銀を固定し穀物を保持することによつて旧来の穀作農業を維持し、ひいては牧羊を目的とする困込を阻止することによつて、中世英国農村の社会的安定を確保せんとする意図をもつものに外ならなかつたのである。

- (1) Edward III (1312~1377)
- (2) canons of Just Price.
- (3) すなわち Statute of Labourers を発布してベスト流行前の賃銀に戻さんとし、又その勵行のために後に英国地方制度の基礎となつた Justice of Labourers がおかれた。
- (4) Gascony ノランヌ南西部の古州。

- (5) calais ヴェルヌー海峡に臨むフランスの港市。
- (6) Richard II. (1367~1400?)
- (7) Edward IV (1442~1483)
- (8) この法令は以後約四〇〇年間に渡つて実行された保護貿易政策の端著を開いたものである。